

被扶養者（異動）届に添付する書類

証明書類		被扶養者申請理由書	住民票	続柄が確認できる書類	生計維持に関する書類							
					学生	収入のある人	収入のない人	送金証明	年金受給者	失業給付受給予定者	失業給付受給者	休業補償受給者
続柄				・在学証明書 ・学生証のコピー (有効期限が分かるもの)	・給与明細書 (直近三ヶ月分) ・配当証明 <自営業者> ・確定申告書類一式	非課税証明書	直近三ヶ月分 (1人あたり月額 7万円以上)	年金改定通知書 年金振込通知書	雇用保険離職票1-2	雇用保険受給資格者証	受給証明書	
配偶者	妻	●	●		●	●		●	●	●	●	
	夫	●	●		●	●		●	●	●	●	
18歳未満の実子		●	●		●			●	●	●	●	
" 養子		●	●	●	●			●	●	●	●	
" 継子		●	●	●	●			●	●	●	●	
18歳以上の実子		●	●	●	●	●		●	●	●	●	
" 養子		●	●	●	●	●		●	●	●	●	
" 継子		●	●	●	●	●		●	●	●	●	
子の配偶者		●	●	●	●	●		●	●	●	●	
実父母		●	●		●	●	●	●	●	●	●	
養父母		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
継父母		●	●	●	●	●		●	●	●	●	
配偶者の父母		●	●	●	●	●		●	●	●	●	
祖父母		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
配偶者の祖父母		●	●	●	●	●		●	●	●	●	
孫		●	●	●	●			●	●	●	●	
18歳未満の弟妹		●	●	●	●			●	●	●	●	
18歳以上の弟妹		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
兄 姉		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
その他		●	●	●	●	●		●	●	●	●	

註 1. 生計維持に関する書類は、それぞれに該当するもの（●印）を添付する必要があります。

2. 「被扶養者申請理由書」の●印は、「収入の無い（アルバイトをしていない）学生・乳幼児の場合」は省略可です。 16歳以上で学生では無い方は必要です。

3. 届出をした配偶者、嫡出子及び実父母を除き、被保険者との続柄が確認できる公式な証明書が必要となります。

4. 送金証明は、銀行振込の控え、銀行等の通帳の写し、現金書留の写しなどで、送金者と受取者が記載されているものを提出してください。手渡しは不可。

なお、送金額は扶養家族1人について、月7万円以上でありかつその額が扶養家族の収入以上であることが必要です。

5. 被扶養者の認定にあたって、上記の書類のほかに必要書類を提出していただくことがあります。